



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 18 日(金)
第 8 5 4 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	一般国道の区域の変更 (739) (道路企画課) 2	2
	県道の区域の変更 (2 件) (740・741) (〃) 2	2
	一般国道の供用の開始 (742) (〃) 3	3
	県道の供用の開始 (743) (〃) 3	3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (744) (会計指導課) 3	3
	河川法による工作物及び船舶の保管 (745) (鳥取県土整備事務所) 4	4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 5	5
	随意契約の相手方の決定 (3 件) (教育委員会事務局教育環境課) 8	8

告 示

鳥取県告示第739号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
431号	変更前	米子市富益町字新開拾参236-1地先から同市夜見町字砂濱二3095-1地先まで	18.3~52.1	2,679.0
	変更後	米子市富益町字新開拾参236-2地先から同市夜見町字砂濱二3080-15地先まで	18.3~67.0	2,679.0

鳥取県告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伏野覚寺線	変更前	鳥取市湖山町北二丁目101地先から同地先まで	16.8~74.0	36.0
	変更後	鳥取市湖山町北二丁目107-1地先から同市湖山町北二丁目101地先まで	13.9~27.8	36.0

鳥取県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
溝口伯太線	西伯郡南部町寺内字乙馬屋敷356地先から同町 寺内字前田484-7地先まで	変更前	6.5~26.6	229.0
		変更後	12.7~34.4	229.0

鳥取県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
431号	米子市富益町字新開拾参236-2地先から同市夜見町字砂濱二3080-15地先まで	平成25年10月24日

鳥取県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
溝口伯太線	西伯郡南部町寺内字乙馬屋敷356地先から同町寺内字前田484-7地先まで	平成25年10月24日

鳥取県告示第744号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第31号、第52号及び第53号、第55号の2並びに第66号の2から第66号の4までに規定する手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課

課長補佐 國本 幸男

3 委任期間

平成25年10月7日から平成26年3月31日まで

鳥取県告示第745号

平成25年鳥取県告示第632号（河川法による工作物及び船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月18日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

- 1 保管した工作物の数量 杭7本、栈橋11基、階段1本
- 2 保管した工作物が放置されていた場所

二級河川蒲生川水系蒲生川

工作物	放置されていた場所
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本304-3
階段	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本298
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本295-2及び298
杭	岩美郡岩美町大字岩本295-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本293-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本282-2先
杭	岩美郡岩美町大字岩本281-2先
杭	岩美郡岩美町大字岩本281-2先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本281-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本281-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本280-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本279-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本277及び279-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本378-52先
杭	岩美郡岩美町大字岩本603-3先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本641-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本641-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本641-1

- 3 保管した工作物を除却した日時 平成25年10月3日（木）午後1時15分
- 4 保管を開始した日時 平成25年10月3日（木）午後1時54分
- 5 保管の場所
岩美郡岩美町浦富3081-73（岩美町営清掃工場）
- 6 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

平成25年10月18日（金）から平成26年4月4日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時

まで。ただし、平成26年1月6日（月）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県鳥取県土整備事務所維持管理課

電話0857-20-3605

(3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

庁内LANパソコン賃貸借 一式

ア ノート型パーソナルコンピュータ（借入） 1,444台

イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ（借入） 37台

ウ 携帯型パーソナルコンピュータ（借入） 24台

エ ソフトウェア、ライセンス等（購入） 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年3月1日から平成30年2月28日までとする。ただし、平成26年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成26年2月25日（火）とする。ただし、賃貸借料は同年3月1日から支払うものとする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その資格区分が事務用機器のパソコン類であること。
なお、当該資格区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成 25 年 10 月 28 日（月）正午までに 4 の (3) の場所に提出すること。
- (3) 平成 25 年 10 月 18 日から同年 12 月 2 日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 25 年 10 月 18 日から同年 12 月 2 日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 1 の (1) に示した物品を所有し（平成 25 年 10 月 18 日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- (7) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるパーソナルコンピュータ賃貸借に関する契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 18 日までの間にその履行を完了した実績、又は現在履行している実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県地域振興部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431 又は 7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県地域振興部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7613、7614 又は 7615

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成 25 年 10 月 18 日（金）から同年 11 月 8 日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただ

し、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年10月18日（金）から同年11月7日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月8日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成25年11月27日（水）午前11時から同年12月2日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年11月29日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成25年12月2日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

（1）に同じ

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成25年11月8日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければな

らない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products

1,444 sets of notebook-type computers to be leased

37 sets of desktop-type computers to be leased

24 sets of mobile-type computers to be leased

A suite of software to be purchased

(2) November 8, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 2, 2013 noon : Time-limit for submission of tenders

(November 29, 2013 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural

Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量 県立学校（東部地区）教職員パソコン等賃貸借 一式

2 契約方式 随意契約

3 随意契約の相手方を 平成25年9月5日

決定した日

- | | |
|--------------------|--|
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | リコーリース株式会社中国支社
広島県広島市中区八丁堀 3-33 |
| 5 契 約 金 額 | 154,874,160円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（中部地区）教職員パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成25年9月5日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 西日本電信電話株式会社鳥取支店
鳥取市湯所町二丁目258 |
| 5 契 約 金 額 | 70,140,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（西部地区）教職員パソコン等賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成25年9月5日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社ケイズ
米子市両三柳2864-16 |
| 5 契 約 金 額 | 132,090,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |